

福島県における NPO、企業等による海岸防災林の植樹等の受入れ要領

制定 平成 26 年 8 月 18 日 26 森第 1180 号

1 趣旨

東日本大震災で甚大な被害を受けた海岸防災林の再生において、生活と密接に関係した地域住民等が森林整備や管理に積極的に参加することにより、防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となり得る。このため、適正かつ円滑な再生を図るため NPO や企業、民間団体等による植栽や保育等の活動について支援するため、受入れにあたって必要な事項を定める。

2 基本的事項

- (1) 福島県（以下「県」という。）、海岸防災林の植樹等に参加する NPO（特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）に基づき特定非営利活動を行うことを主目的とし、設立された法人）、企業等（以下「植樹実施者」という。）及び公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会（以下「協会」という。）は、海岸防災林の復旧・再生における民有林での民間団体等との連携について（平成 24 年 12 月 28 日付け 林野庁森林整備部治山課 施設実行班担当課長補佐から関係県治山担当課長、関係森林管理局治山課長あて）に従うものとする。
- (2) 受入れにあたっては、協会が公益事業の一環で国、福島県関係部局及び市町村等を構成員として、海岸防災林再生を目的に平成 25 年 11 月 27 日に設置した、「ふくしまの森・復興会議」の森林ボランティアによる森林づくり活動の推進体系を活用し、前述の趣旨を踏まえ適正な実施を図ることとし、特定の者の利益に資するものにならないよう留意するものとする。
- (3) 植樹実施者は、植樹及び植樹後の保育管理を含めた活動計画により、3ヶ年から最大 5ヶ年間の複数年計画を基本とし、具体的な方法等については、（別表 1）を踏まえ実施するものとする。
- (4) 植樹実施者は、県が定めた海岸防災林の再生に向けたガイドライン、技術基準等に従うものとする。
- (5) 植樹実施者は、海岸防災林が保安林であることから、制度上の取扱いに留意するとともに、その他の法令等を遵守するものとする。
- (6) 県、協会、植樹実施者は協力して地元自治体等に対して、あらかじめ実施内容を説明し、理解を得るものとする。

3 植樹実施者の資格要件

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制等を有していること。
- (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
- (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものにならないもの、営利を目的としたものではないこと。

- (5) 県税並びに消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 県と係争関係にないこと。
- (7) 暴力団等反社会的な勢力でないこと。

4 植樹実施者による海岸防災林植樹受入れの流れ

(1) 植樹に提供できる場所及び区画の連絡

ア 県は、協会による募集において想定される募集時期までに、アクセスなどを考慮した上で、植樹実施者による植樹活動の安全が確保できる場所及び区画について、位置図、区画図、区画ごとの面積、その他植樹活動における制限事項等を協会に連絡するものとする。

イ 県は、1区画当たりの面積の目安について、あらかじめ協会と協議するものとする。

(2) ホームページ掲載等による植樹実施者の募集

ア 協会は、4(1)アの情報を踏まえて、ホームページ掲載等により、植樹実施者を募集するものとする。

イ 協会は、募集にあたっては、募集する海岸防災林の位置、区画の面積・区画数、応募者の要件、募集期間、植樹実施者の選定方法、活動希望申請書（別紙1）、活動期間、問い合わせ先、その他留意事項（法令遵守、制限事項）等を示すものとする。

ウ 協会は、募集にあたって植栽樹種・方法について、2(3)に定めるガイドライン等に従ってもらうため、提供場所の条件により制限されることを知らせておくものとする。

エ 植樹実施者は、募集に当たっての植樹場所の区画について、事務局である協会が選定した区画での実施に異議申し立てはできないものとする。

(3) 応募

海岸防災林における植樹実施者は、4(2)イで示される申込書等必要な資料について、郵送又はFAXで応募するものとする。

(4) 植樹実施者の候補者選定

協会は、植樹実施者の候補者を、公序良俗に反しない応募者の中から公平に選定するものとする。

(5) 意見聴取等

ア 協会は、植樹実施者の候補者の決定にあたり、県に案を示し、意見を聴くものとする。

イ 応募者が多数となった場合は、県、森林管理署、協会等で構成される審査委員会を開催し、対応を協議するものとする。

(6) 植樹実施者の候補者の決定

協会は、植樹実施者の候補者について、調整を了した場合は、当該候補者に候補者となったこと、指定期日までに協定の締結を行うこと等について、通知するとともに、県に候補者名を通知する。

(7) 協定締結

ア 県、植樹実施者及び協会は、植樹活動の実施にあたって、あらかじめ実施方法、期間、植栽後の管理・取扱等について、協定を締結するものとする。

イ 協定締結のひな形については、別添のとおりとする。

ウ 植樹実施者は候補者決定の通知から起算して20日（休日等を除く。）以内に全体活動計画書（別紙様式1）を添付し協定を締結しなければならない。

エ 前項の協定を締結した場合、県は速やかに民有林補助治山事業実施要領等に基づき、治山事業の全体計画に組み込み、植樹実施者が行う作業内容を明らかにする。

(8) 活動実施の連絡（活動実施計画の提出）

ア 植樹実施者は、活動実施の30日前までに、(7)の協定の内容に基づく活動実施計画（別紙様式2）を協会に提出し、活動実施の了解を得るものとする。

イ 協会は前項の活動実施計画書を県に提出し、内容の検討を行う。

なお、県は、アの活動実施計画の内容が、海岸防災林造成事業の実施状況から植樹実施者の安全が確保できない等植樹活動に支障があると認められる場合は、協会に連絡し、植樹活動の実施について調整するものとする。

(9) 活動実施への支援（事業説明、植樹・安全指導等）

県及び協会は、植樹実施者の植樹活動の実施にあたり、事業説明、植樹・安全指導等の支援を行うものとする。

(10) 活動実施（実績報告）

植樹実施者は、活動実施完了後30日以内若しくは、3月末日のいずれか早い期日までに、協会に実績報告書（別紙様式3）を提出する。

協会は、前項の実績報告書を県に速やかに提出する。

(11) 活動実績の公表等

協会は、(10)の活動実績をとりまとめ、県と調整の上、公表するものとする。

5 管理

植樹実施者は、協定の内容に従って植樹地の保育管理を行う場合、県と事前に打ち合わせを行うとともに、善良な保育管理に努めるものとする。

6 看板、標識等の設置

植樹実施者は、活動に当たり当該海岸防災林の管理上支障が生じないように、別表2に定める標識類を設置することができるものとする。

なお、この場合にあつては、標識類の設置計画等について、あらかじめ県に連絡し、調整を行うものとする。

7 その他

本受入れ要領に定めのない事項については、必要に応じ関係者の協議により決定するものとする。